

■ 地域の区分

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)、同条第 2 項
 ○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 10

地域の区分	市町村
2	塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曾町（旧開田村に限る。）
3	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大田市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曾町（旧木曾福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
4	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
5	飯田市、喬木村

この表に掲げる区域は、令和元年 5 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

■ 仕様ごとの熱環流率等

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 3～第 8
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- 平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）（国立研究開発法人建築研究所）
 エネルギー消費性能の算定方法 第二章第二節 外皮の熱損失
<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>
- 部位別仕様表登録 DB 付き外皮計算システム（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
<https://www2.hyokakyokai.or.jp/gaihikeisan/calc/login/>
- J I S、各社カタログ等

■ 外皮の熱貫流率（U）の基準 [W / (m² · K)]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(2)イ 抜粋（木造以外は告示を参照）

	部 位	地域区分				
		2	3	4	5	
木造	屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24
	壁		0.35	0.53	0.53	0.53
	床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34
		その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48
	土間床等の 外周部の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52
		その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38

■ 断熱材の熱抵抗（R）の基準 [m² · K / W]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(2)ロ 抜粋（木造以外は告示を参照）

	部 位	地域区分					
		2	3	4	5		
木造 (枠組壁工法を除く)	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
	壁		3.3	2.2	2.2	2.2	
	床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	
		その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	
	土間床等の 外周部の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	
		その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	
	外張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5
			その他の部分	/	/	/	/
		土間床等の 外周部の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7
その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5	

■ 開口部の熱貫流率（U）の基準 [W / (m² · K)]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(3)イ 抜粋

開口部比率の区分	地域区分			
	2	3	4	5
(ろ)	2.33		3.49	4.65